

# Web版「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご提供しています。

## ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり

QRコードから  
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。  
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



三井住友海上  
プライマリー生命の  
ホームページから  
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ  
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300019204**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



## 自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

### 契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

### ご検討、お申込みの際は、 「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

### 生命保険募集人について

この保険のお申込みの際は、必ず変額保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

### 公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで  
ご確認ください。



### 募集代理店からのお知らせ

- ・ この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・ この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・ 法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険です。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。  
それが、私たちの願いです。



©2024 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

# げんき、ささえる

目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険



## 契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1～

契約概要 P23～

注意喚起情報 P31～

Web版「ご契約のしおり・約款」  
「特別勘定のしおり」のご案内

裏表紙



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。

**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

**特別勘定の運用実績の変動により、損失が生じるおそれがあります。**

# げんき、ささえるは、相続の準備をしな がら、介護にも備えられる、

## げんき で長生きを ささえる 生命保 険です。

げんき、ささえるは「生命保険」です。



### 安心の最低保証があります

- 特別勘定での運用実績にかかわらず、**死亡保険金**として**基本保険金額の100%が最低保証**されます。
- 移行日\*1前日の積立金額が基本保険金額を下回った場合でも、**移行額**として**基本保険金額の100%を最低保証**します。
- 移行日\*1以後は、死亡保障を充実させます。(死亡保険金額が大きくなります。) **P3~P4参照**

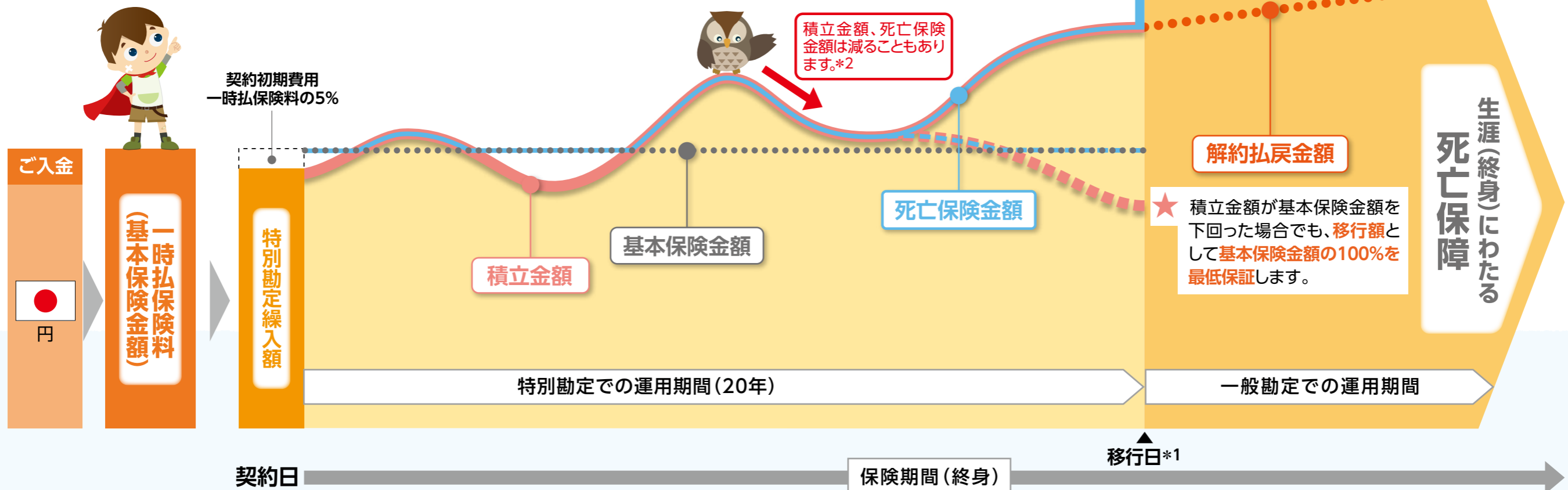
\*1 この保険の移行日は、契約日から20年後の契約応当日となります。

### ささえるためのしくみがあります

- 「**介護年金移行特約**」を付加することで、所定の要介護状態になった場合、**介護年金に移行**することができます。 **P7参照**
- 契約日から1年経過以後、「**年金移行特約**」を付加することで、**年金に移行**することができます。 **P8参照**



【イメージ図】



\*2 死亡保険金額は基本保険金額を下回りません。

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動(増減)します。

※上図は、保険期間中に解約および一部解約がなかった場合のものであります。

### ⚠️ ご注意ください

この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。また、特別勘定の運用実績の変動により損失が生じるおそれがあります。** **P31~P33参照**

■一時払保険料から契約初期費用を控除した金額は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定へ繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

# 死亡保障について

死亡保障には最低保証があります。



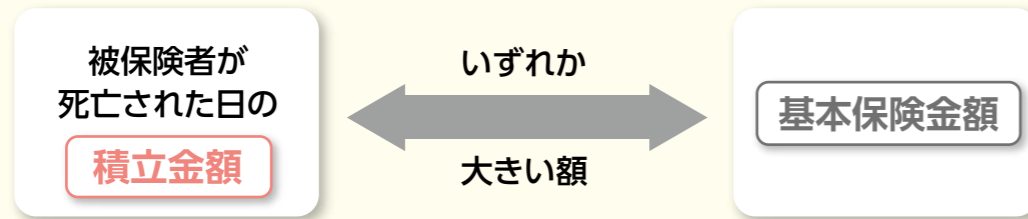
## 死亡保険金・災害死亡保険金

### 死亡保険金

保険期間中に被保険者が死亡された場合、次の額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。**死亡保険金は基本保険金額を下回ることはありません。**

#### ● 移行日前に被保険者が死亡された場合

- 被保険者が死亡された日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額をお受取りいただけます。



- 目標達成による振替日\*1以後は、被保険者が死亡された日における積立金額をお受取りいただけます。

\*1 目標値を設定していた場合、目標達成したときに積立金を特別勘定から一般勘定に振替える日のことで、目標達成した日の翌日とします。

#### ● 移行日以後に被保険者が死亡された場合

- 移行日前日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額(目標達成した場合は、移行日における積立金額)に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算した額をお受取りいただけます。

### 災害死亡保険金

目標達成による振替日以後、移行日前までに被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の積立金額の10%を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお受取りいただけます。

- 被保険者が振替日以後に発生した所定の不慮の事故\*2を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき
- 被保険者が振替日以後に発病した所定の特定感染症\*2を直接の原因として死亡されたとき

\*2 「不慮の事故」および「特定感染症」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



## 死亡保障の充実

移行日以後、死亡保険金額を一定額とした死亡保障に移行することで、死亡保障を充実させます。

(死亡保険金額が大きくなります。)

移行日以後の死亡保険金額は、移行日前日の積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額(目標達成した場合は、移行日における積立金額)を移行額とし、その額を基に移行日以後の死亡保険金額を計算します。

## ご契約例

### ご契約内容

一時払保険料(基本保険金額)	10,000,000円	保険期間	終身
契約初期費用	500,000円	契約年齢	60歳
特別勘定繰入額	9,500,000円	性別	男性

### 移行日以後の死亡保険金額シミュレーション(移行日における被保険者年齢80歳 男性)

移行日前日(目標達成していた場合は移行日)の積立金額が以下の場合	移行日以後の死亡保険金額		
	条件1	条件2	条件3
	予定利率が1.00%の場合	予定利率が0.50%の場合	予定利率が0.25%の場合
1,300万円	約 1,373万円	約 1,319万円	約 1,305万円
1,200万円	約 1,267万円	約 1,217万円	約 1,204万円
1,100万円	約 1,162万円	約 1,116万円	約 1,104万円
1,000万円	約 1,056万円	約 1,014万円	約 1,003万円
900万円	約 1,056万円	約 1,014万円	約 1,003万円

※移行日以後の死亡保険金額は万円未満を切り捨てて表示しております。

### ご注意ください

- 移行日以後の死亡保険金額は、5億円を上限とします。これを超える場合、超える部分に相当する移行額を一時金で契約者にお支払いします。なお、同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額終身保険(09)または通貨選択一般勘定移行型変額終身保険において移行日以後となっているご契約がある場合、死亡保険金額を通算して上限額を超えることはできません。
- 災害死亡保険金額は2億5千万円を上限とします。これを超える場合、超える部分に相当する積立金を一時金で契約者にお支払いします。なお、同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の災害死亡保険金の保障が付加されている生命保険商品のご契約がある場合、災害死亡保険金額を通算して上限を超えることはできません。

- 移行日以後の死亡保険金額は、移行日前日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額(目標達成した場合は移行日における積立金額)に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算されますので、ご加入時には定まっていません。

# 参考1 相続について

## 相続対策には3つの対策が必要です

### 遺産分割について

遺されたご家族の“争族”を避ける対策が必要です。

死亡数

約**157**万人

出典：厚生労働省  
「令和4年人口動態統計(確定数)の概況」

遺産分割事件(家事調停・審判)の**新受件数**は

約**16,687**件

出典：最高裁判所「司法統計年報(家事事件編)令和4年度」  
※件数は調停と審判の合計

**Point** 相続財産の額にかかわらず、遺産争いが起こるかもしれません。

### 相続税について

相続税はこれくらいかかります。

被相続人一人あたりの課税価格

約**1億2,014**万円

出典：国税庁「第147回 国税庁統計年報 令和3年度版」

被相続人一人あたりの**相続税納付額**

約**1,439**万円

出典：国税庁「第147回 国税庁統計年報 令和3年度版」

**Point** 相続財産が多額になるほど、相続税の負担は大きくなります。

### 納税資金について

相続発生時に「すぐに」つかえる資金を準備しましょう。

課税対象となった**被相続人**の数

**169,670**人

出典：国税庁「第147回 国税庁統計年報 令和3年度版」

物納+延納申請件数

**1,138**件

出典：国税庁ホームページ「延納・物納申請等(令和4年度)」

**Point** 納税資金が不足して、遺されたご家族が資金繰りで苦労する可能性があります。

## 相続の準備ができる円建て終身保険

**げんき、ささえる** なら…

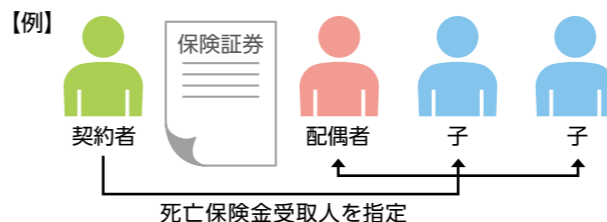
- あらかじめ死亡保険金受取人をご指定いただくことにより、スムーズな財産承継が可能です。
- 安定的な運用で資産の成長を目指し、納税資金を確保します。
- 相続発生時にすぐに使える資金として、すみやかに死亡保険金をお受取りいただけます。



## 家族へ安心をのこすポイント

### 死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい方」へのスムーズな財産承継を生前からご準備いただけます。

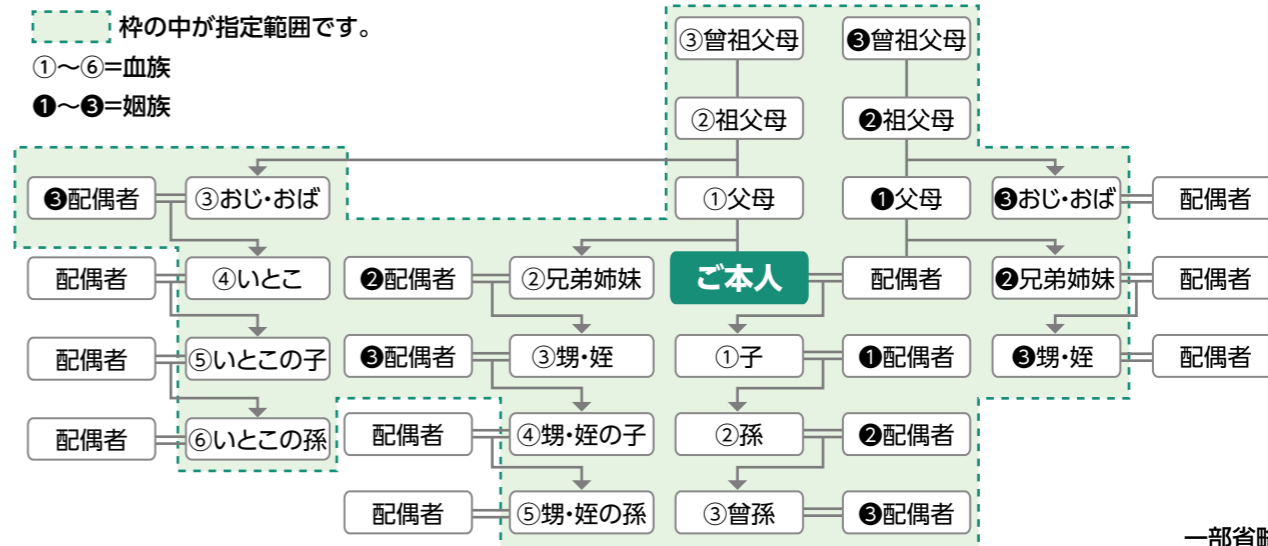


● 死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

枠の中が指定範囲です。

①～⑥=血族

①～③=姻族



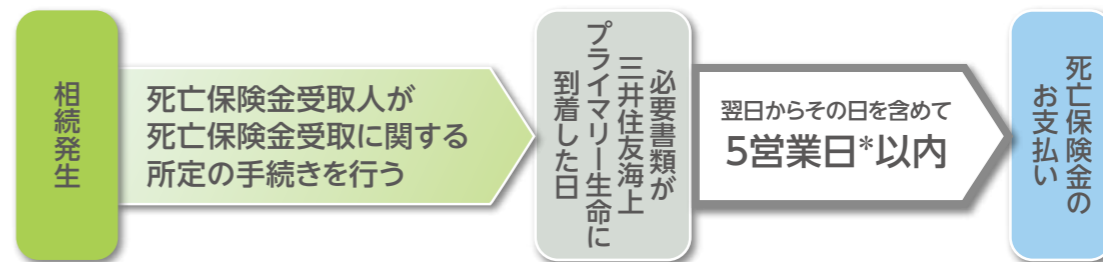
一部省略

※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)

### すぐに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、所定の手続きを行っていただくことにより支払われ、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

※ 保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



\* 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。

解約時  
(年金移行時)には  
一時払保険料を下回る  
可能性があります。



### 介護年金移行特約

## 要介護2以上と認定されている場合、 介護年金に移行できます

- 介護年金移行特約を付加することで、解約払戻金額を原資とした介護年金に移行することができます。
- 年金支払開始日以後、**毎年定額の年金**を**一生**お支払いします。

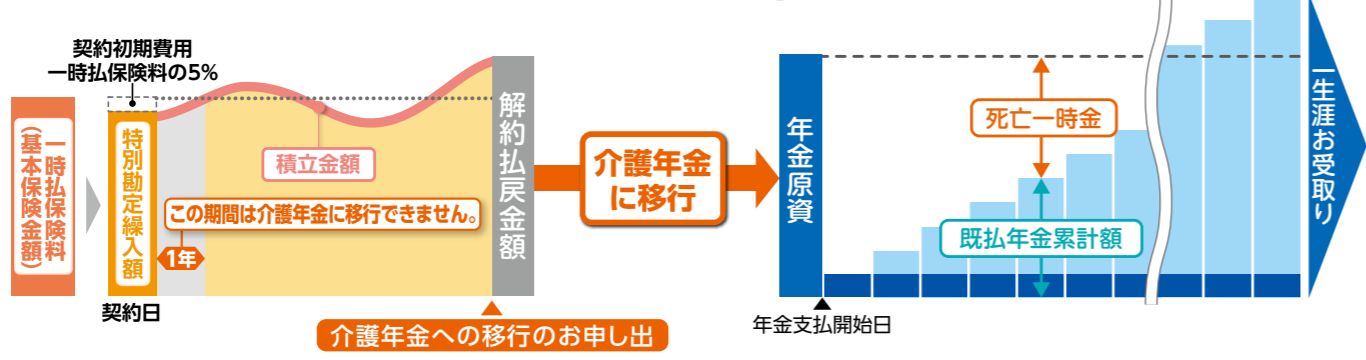


- 移行の条件**
- ・ 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されていること。
  - ・ 契約日から1年経過以後であること。
  - ・ 年金支払開始日の被保険者の年齢が95歳以下であること。

※「要介護2以上」とは、2023年11月現在の公的介護保険制度に基づくもので、将来公的介護保険制度が改正され、その改正がこの特約の支払事由に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。

- 不備のない請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日の翌日が、第1回の年金支払日(年金支払開始日)となります。
- 介護年金へ移行後、既払年金累計額が年金原資の額に到達する前であれば、将来の年金の支払いにかえて、年金原資の額から既払年金累計額を差引いた額を**一括**でお受取りいただくことができます。(年金の一括支払)
- 被保険者が死亡された場合、年金原資の額から既払年金累計額を差引いた額を、**死亡一時金**としてお支払いします。

【特別勘定での運用期間中に介護年金に移行した場合のイメージ図】



※上図はイメージ図であり、将来の解約払戻金額等を保証するものではありません。

### 公的介護保険制度の要介護2とは?

#### 軽度の介護を必要とする状態

食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。

出典：(公財)生命保険文化センターホームページ「リスクに備えるための生活設計」 ※P10の参考資料もご覧ください。

### ご注意ください

- 特別勘定での運用期間中に介護年金または年金に移行した場合、**年金原資となる解約払戻金額や積立金額は、特別勘定の運用実績の変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。

### 年金移行特約

## ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、 年金に移行できます

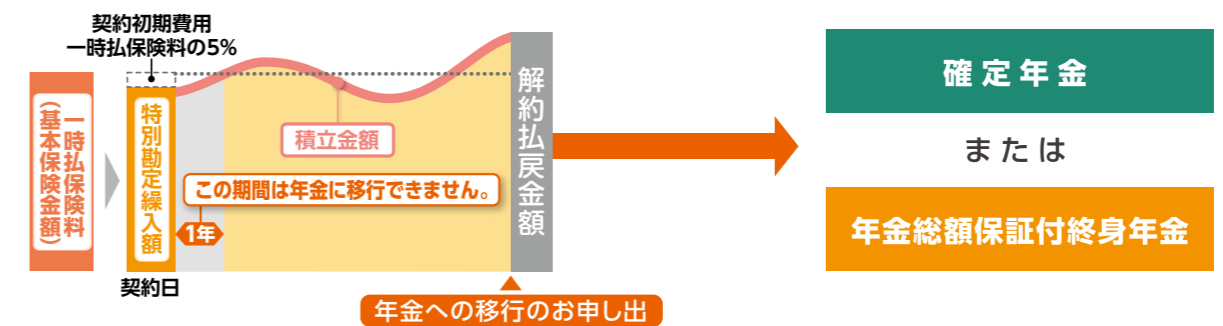


- 年金移行特約を付加することで、解約払戻金額を原資とした年金に移行することができます。
- 年金の種類は**確定年金**または**年金総額保証付終身年金**からお選びいただけます。

- 移行の条件**
- ・ 契約日から1年経過以後、移行日前であること。

- 不備のない請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日の翌日が、第1回の年金支払日(年金支払開始日)となります。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、将来の解約払戻金額等を保証するものではありません。

### 確定年金

年金支払期間 (5年・10年・15年・20年)      年金支払開始年齢：16歳～90歳

- ・ 設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただくことができます。
- ・ 年金のお支払いにかえて、年金支払期間中であれば、未払年金現価を一括でお受取りいただくことができます。この場合、ご契約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。
- ・ 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受取りいただくことができます。なお、死亡一時金のお受取りにかえて、支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただくこともできます。

### 年金総額保証付終身年金

年金支払開始年齢：50歳～90歳

- ・ 被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただくことができます。
- ・ 年金のお支払いにかえて、受取累計額が年金原資の額に到達する前であれば、受取保証部分の残存部分に対する年金の現価に相当する金額を一括でお受取りいただくことができます。なお、受取保証部分の最後の年金支払日以後に被保険者が生存している場合は、以後の年金のお支払いを再開します。
- ・ 被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただくことができます。

- 年金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については第1回目の年金支払日に合せて一時金として年金受取人にお受取りいただけます。また、年金額が10万円未満の場合は、年金に移行することはできません。
- 介護年金移行特約において、年金の一括支払を選択された場合、契約は消滅し、以後の年金等のお支払いはありません。
- 年金移行特約において、確定年金を選択された場合、最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。
- 年金移行特約において、年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

# 参考2 介護について

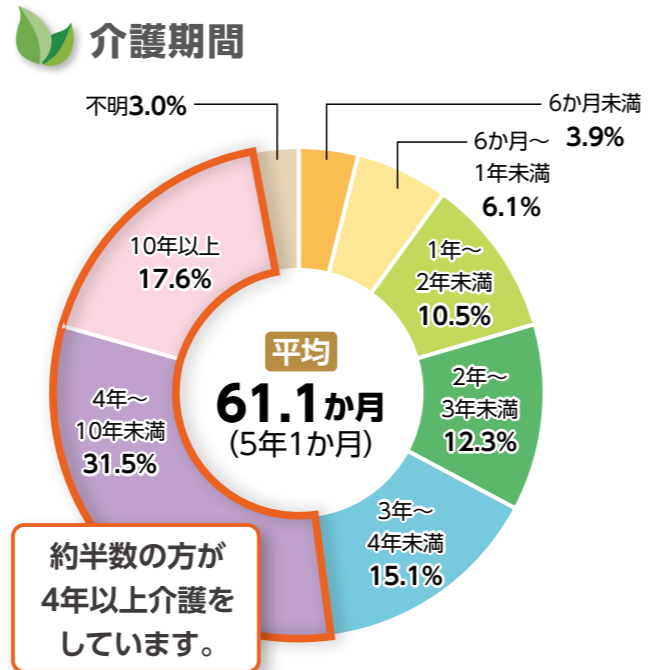
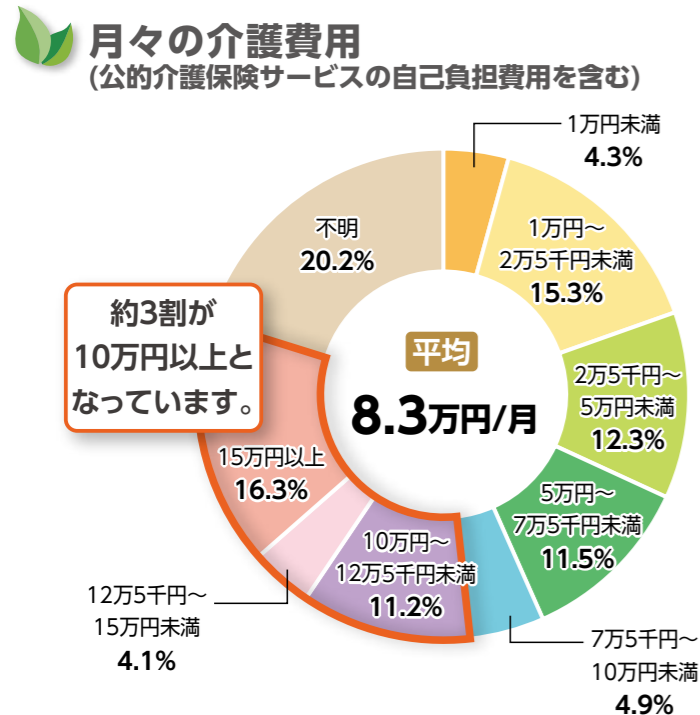
## 介護への準備、していますか？

### 自分が要介護状態になった場合の経済的な準備状況

準備していない	43.0%	(N=4,844)〈複数回答〉 ※集計対象は18~79歳
準備している	53.5%	(1) 預貯金 40.6%
		(2) 生命保険 28.0%
		(3) 損害保険 8.7%
		(4) 有価証券 7.1%
		(5) その他 0.2%
わからない	3.4%	出典：(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(2022(令和4)年度)

介護への事前準備をしている人の割合は、  
半分ほどにとどまるようです。

## 介護にかかる費用やその期間は、どのくらいでしょうか



## 公的介護保険の要介護度別の身体状態のめやす

要介護度	身体の状態(例)
要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
要支援2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。
要介護1	立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護2	<b>軽度の介護を必要とする状態</b> 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護3	<b>中等度の介護を必要とする状態</b> 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	<b>重度の介護を必要とする状態</b> 食事にとまどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5	<b>最重度の介護を必要とする状態</b> 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典：(公財)生命保険文化センターホームページ「リスクに備えるための生活設計」





## 運用の目標を設定することもできます

### 目標値の設定

- 一時払保険料(基本保険金額)を100%とした場合の運用の目標値(%)を下記より設定していただけます。(目標値を設定しないこともできます。)
- ご契約後は、目標値の設定・変更・解除ができません。

110%

120%

130%

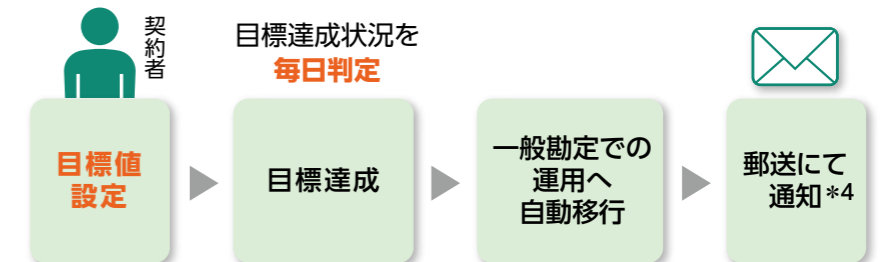
設定なし

### 一般勘定への自動移行

- 契約日からその日を含めて1年経過以後の特別勘定での運用期間中に、積立金額が目標達成した場合、特別勘定での運用を終了し、目標達成した日の翌日(振替日)に一般勘定に振替えて移行日まで運用します。
- 振替日以後、移行日まで、三井住友海上プライマリー生命所定の利率にて運用します。
- 振替日以後、移行日前までに被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。また、所定の不慮の事故等により死亡された場合にされた日の積立金額の10%を死亡保険金に加えてお支払いします。

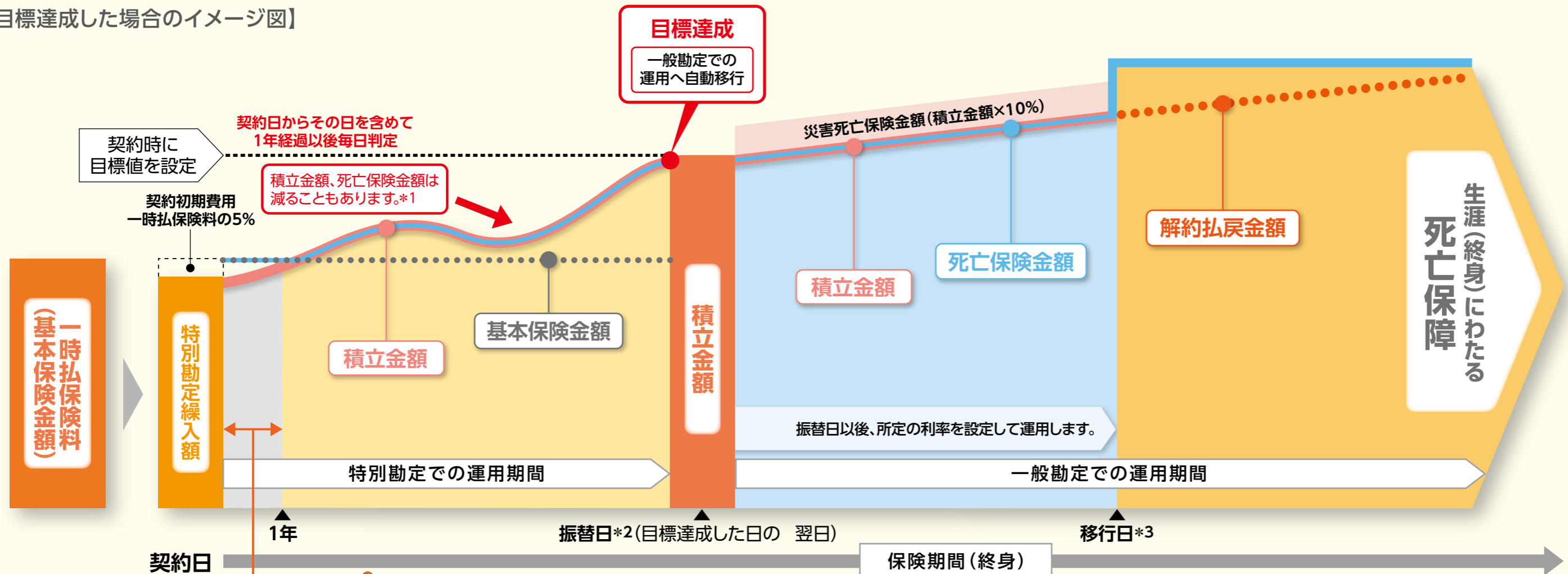
$$\text{目標額} = \text{一時払保険料(基本保険金額)} \times \text{目標値(\%)}$$

### お手続きの流れ



\*4 目標達成した日の翌日(振替日)から1週間以内(原則2営業日後)にお知らせを発送します。

【目標達成した場合のイメージ図】



**ご注意ください**  
この期間に目標達成しても運用成果の確保は行いません。

**ご注意ください**  
目標達成をして、特別勘定で運用する積立金を一般勘定に振替えた後は、再度、特別勘定による運用に戻すことはできません。

\*1 死亡保険金額は基本保険金額を下回りません。  
\*2 目標値を設定していた場合、目標達成したときに積立金を特別勘定から一般勘定に振替える日のことで、目標達成した日の翌日とします。  
\*3 この保険の移行日は、契約日から20年後の契約応当日となります。  
\*4 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動(増減)します。  
\*5 上図は、保険期間中に解約および一部解約がなかった場合のもので。

# 運用のしくみと特別勘定について

げんき

この保険の運用実績(ユニットプライスの騰落率等)については、三井住友海上プライマリー生命のホームページの「特別勘定運用レポート/最新のユニットプライス」のページでご確認いただけます。

特別勘定で運用するため運用実績が増減します。



## 運用のしくみ

- 株式および債券の2資産で構成し、株式については、5つのマーケットに分散投資します。株式の各マーケットへは、上昇局面にあるときに投資を行います。局面の判定は、月1回行います。
- 安定的な運用を維持するため、リスクコントロール機能により、運用効率を日次で調整します。

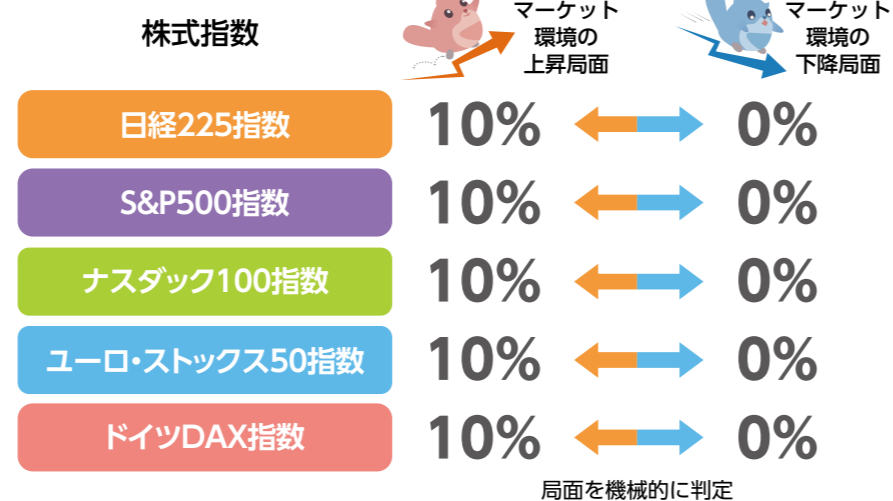
## 運用資産の構成(株式・債券)

月1回

株式は5つのマーケットの株式指数先物へ投資を行い、残りの割合を債券に投資します。資産の構成は、月1回見直します。

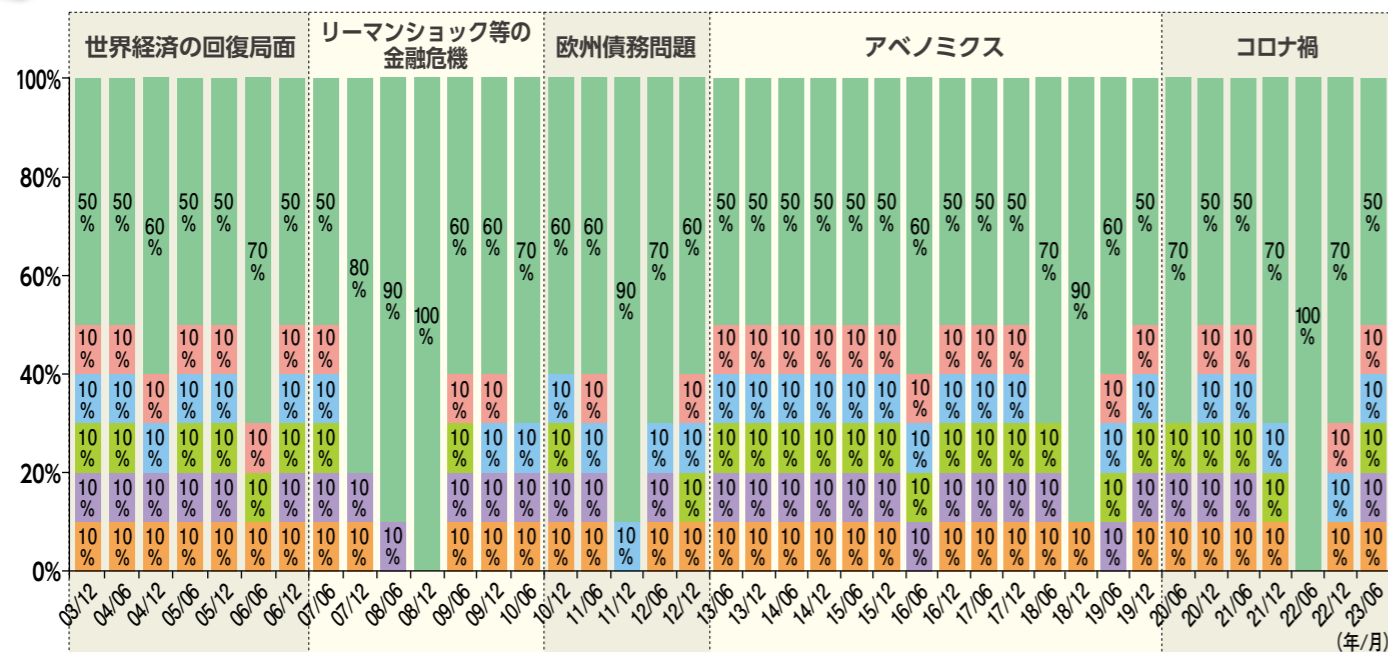
株式は右の5つのマーケットの株式指数先物へ投資を行います。上昇局面にあるときに投資を行い(10%)、下降局面にあるときには投資しません。残りの割合を国債先物(日本国債、米国債、ドイツ国債、各1/3ずつ)に投資します。

※各株式指数に投資が行われるときは必ず10%になります。したがって、株式指数先物への投資は最大で50%になります。



※運用にあたって外貨建ての株式および債券については、実質的に対円で為替ヘッジされています。

## 株式・債券の構成推移



【グラフについて】  
 ● 上記のグラフはMunich Reinsurance Companyのデータを基に2003年12月から2023年6月までの株式・債券の構成推移を三井住友海上プライマリー生命がグラフ化したものです。運用資産の構成は、月1回見直されますが、上記のグラフでは参考として6か月ごとのデータを表示しています。

## 特別勘定

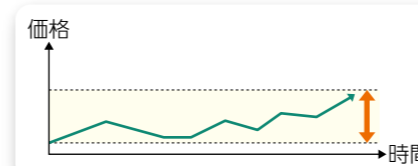
特別勘定群	特別勘定の名称	契約年齢	主な投資対象となる投資信託	運用方針	運用会社
W4型	バランス R20-1	15歳~50歳	SMAM・マルチアセットVJ	実質的に国内外の株式・債券に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
W5型	バランス R20-2	51歳~60歳			
W6型	バランス R20-3	61歳~70歳			
W7型	バランス R20-4	71歳~80歳			

## リスク・コントロール機能

毎日

安定的な運用を維持するため、毎日、運用効率の見直しを自動的に行います。

- 株式・債券の値動きの変動が穏やかな場合(上昇局面)



変動率が小さい場合、運用効率を大きく

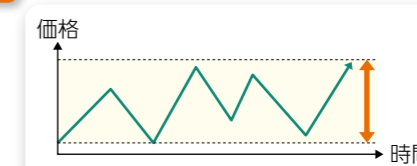
最大150%

※手持ちの資金より、多くの金額を動かすことで、最大1.5倍まで運用損益を増幅します。

「げんき、ささえる」の特別勘定



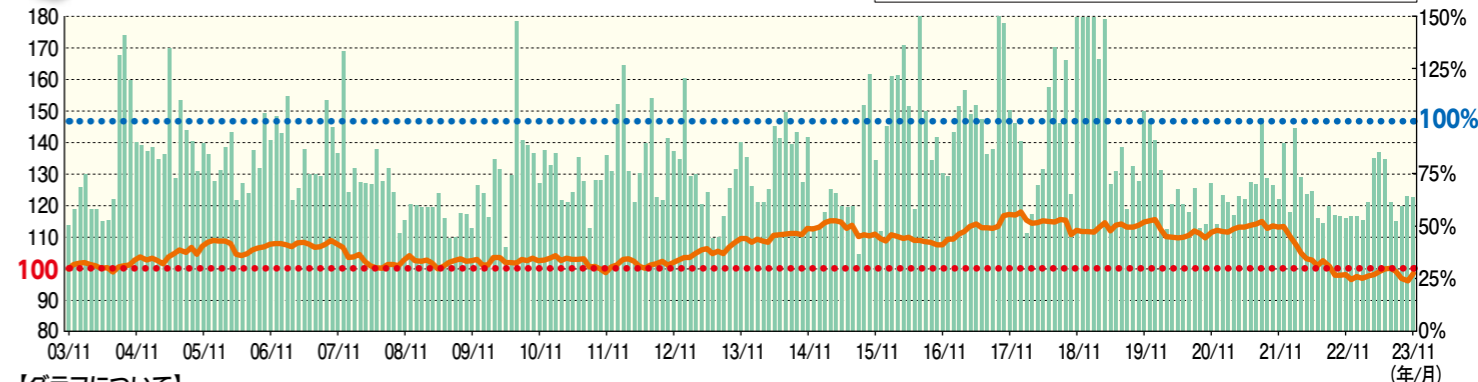
- 株式・債券の値動きの変動が激しい場合(下落局面)



変動率が大きい場合、運用効率を小さく

運用資産の下落局面では、株式・債券の運用効率を小さくし、リスクをコントロールします。一方上昇局面では株式・債券の運用効率を大きく(最大150%)し、資産の成長を目指します。

## 株式・債券の運用効率と合成インデックスの推移



【グラフについて】  
 ● 上記のグラフは、「げんき、ささえる」の特別勘定と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、2003年11月末から2023年11月末の株式・債券の運用効率の推移(右軸)と2003年11月末を100とし、合成インデックスで運用を行ったと仮定した場合の実績の推移(左軸)をグラフ化したものです。  
 ● 保険関係費、資産運用関係費を控除した数値です。なお、保険関係費は契約年齢が71歳~80歳の場合の年率2.79%で試算しています。  
 ● 合成インデックスは、株式と債券を合成して運用したと仮定して算出したものです。(費用控除後)  
 ● Munich Reinsurance Companyのデータを基に三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。  
 [使用インデックス先物] 日経225指数、S&P500指数、NASDAQ-100指数、EUROSTOXX50指数、DAX指数、日本10年国債、米国10年国債、ドイツ10年国債

## ご注意ください

当資料は、過去のインデックスを用い、運用を行ったと仮定した場合のシミュレーション結果を表しています。変額終身保険「げんき、ささえる」の実際の特別勘定によるシミュレーションではありません。また、将来の株式・債券の運用効率および合成インデックスの推移の確実性を示唆あるいは保証するものではありません。



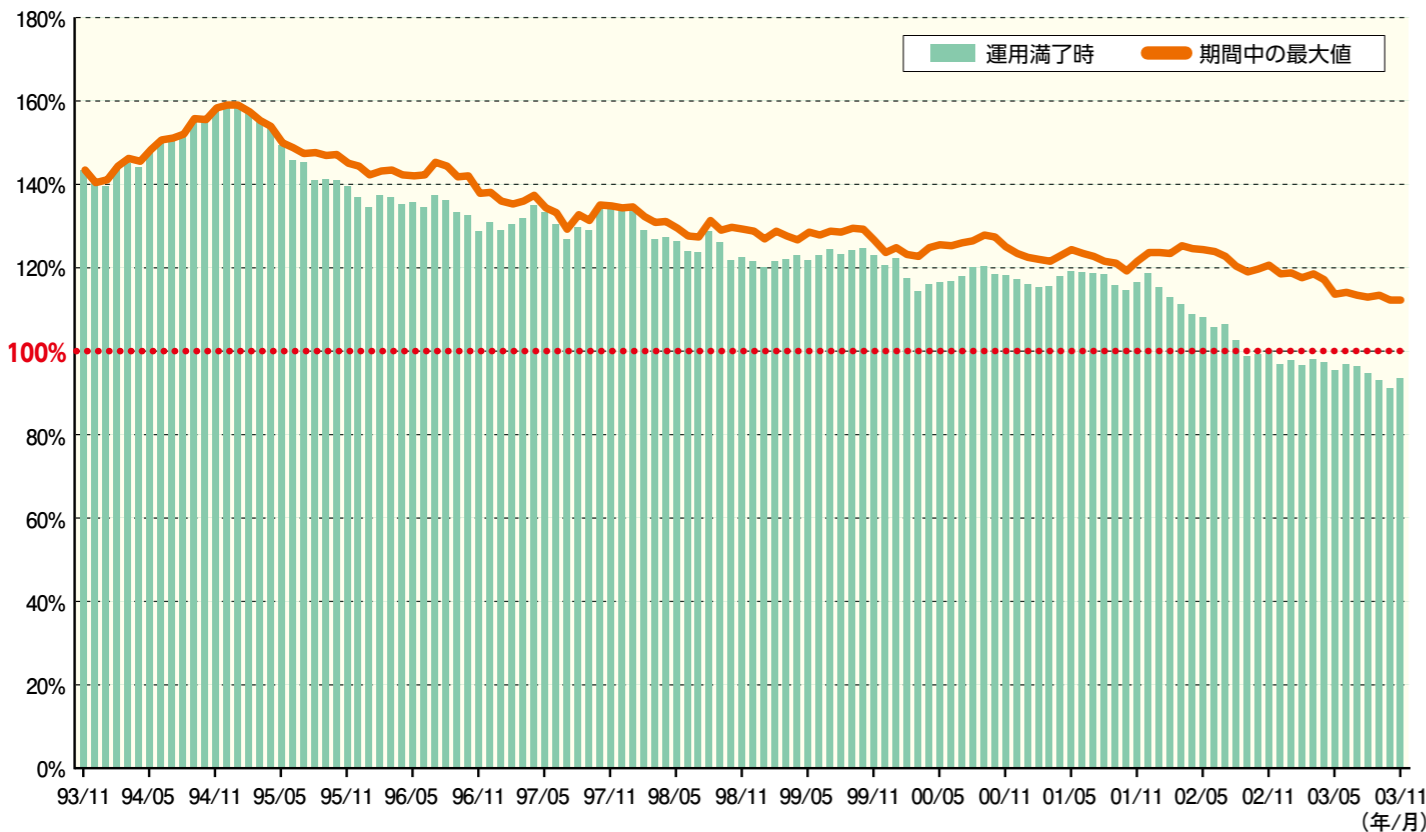
# 運用実績シミュレーション

# 各種お取扱いについて①

この保険は  
クーリング・オフ制度の  
対象です。



## 運用開始時期ごとの20年後の実績値と20年間の最大実績値



**【グラフについて】**  
 ●上記のグラフは、一時払保険料(基本保険金額)を100とした場合の、20年後の実績値と20年間の最大実績値の推移をグラフ化したものです。  
 ●1993年11月～2003年11月までの各月末を運用開始時期とした、経過年数20年で確保できる121個のデータを用いて算出しています。  
 ●契約初期費用、保険関係費、資産運用関係費を控除した数値です。なお、**保険関係費は契約年齢が71歳～80歳の場合の年率2.79%で試算しています。**  
 ●Munich Reinsurance Companyのデータを基に三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。  
 [使用インデックス先物] 日経225指数、S&P500指数、NASDAQ-100指数、EUROSTOXX50指数、DAX指数、日本10年国債、米国10年国債、ドイツ10年国債



上のグラフは、各月末を運用開始時期とした場合の20年後の実績値と20年間の最大実績値を表示したシミュレーション結果です。  
 なお、「げんき、ささえる」は、契約日から20年後の移行額として、**基本保険金額の100%を最低保証**します。

**⚠️ ご注意ください**  
 本ページ掲載のシミュレーショングラフは、過去のインデックスを用い、運用を行ったと仮定した場合のシミュレーション結果を表しています。変額終身保険「げんき、ささえる」の実際の特別勘定によるシミュレーションではありません。また、20年後の実績値と20年間の最大実績値の確実性を示唆あるいは保証するものではありません。

**【P13～P15に掲載している各種情報についてのご注意事項】**  
 ●各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。また、変額終身保険「げんき、ささえる」を通じて参考指数に直接投資できるわけではありません。  
 ●Munich Reinsurance Companyは、当資料で言及されているMunich Reinsurance Companyのデータの正確性を保証するものではなく、かつそれらに関する三井住友海上プライマリー生命による使用ならびにそれらを基にしたグラフ・シミュレーション・数値その他の当資料中のいかなる記載に関しても、一切責任を負うものでもありません。

## ご契約のお取扱いについて

一時払保険料(基本保険金額)	<b>200万円以上5億円以下(1万円単位)</b> ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。詳しくは、P28をご覧ください。	
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)	<b>15歳～80歳</b>	
契約日	三井住友海上プライマリー生命の申込書受付日(不備があった場合は、不備解消日)、または着金日のいずれか遅い日。(申込日とは異なることがあります。)	
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
特別勘定運用期間	<b>20年</b>	
保険期間	<b>終身</b>	
保険料の払込方法	一時払のみ	
クーリング・オフの取扱い	<b>クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。</b> クーリング・オフ制度についての詳細は、P34～P35をご覧ください。	
目標設定特則	目標値の設定	110%、120%、130%から設定いただけます。目標値を設定しないこともできます。 <b>契約後は目標値の設定・変更・解除ができません。</b>
	目標達成の判定	契約日からその日を含めて1年経過以後、毎日目標達成の判定を行います。
死亡保険金	移行日前	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次の額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただけます。 被保険者が死亡された日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額をお受取りいただけます。振替日以後は、被保険者が死亡された日における積立金額をお受取りいただけます。
	移行日以後	移行日前日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額(目標達成した場合は、移行日における積立金額)に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算した額をお受取りいただけます。
災害死亡保険金	振替日以後、移行日前までに被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の積立金額の10%を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお受取りいただけます。 ①被保険者が振替日以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ②被保険者が振替日以後に発病した所定の特定感染症を直接の原因として死亡されたとき	

商品パンフレット

# 各種お取扱いについて②

## 特約について

- この保険に係る特約についての詳細は、**P28**をご覧ください。

## 解約について

- 解約についての詳細は、**P29**をご覧ください。

## 諸費用について

- この保険に係る費用についての詳細は、**P31～P33**をご覧ください。

## 税金について

- この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、**P39**をご覧ください。

## しあわせ未来サービス

「しあわせ未来サービス」は三井住友海上プライマリー生命にご契約をいただいているお客さまを対象とした無料電話相談サービスです。健康や生活に関するさまざまなご相談に、各分野の資格者・専門スタッフがお電話にてお応えします。

### けんこう支援サービス 年中無休/24時間対応

#### 健康・医療相談

健康や医療に関するご相談に、資格をもった相談員がお応えします。また、地域の医療施設情報もご提供します。

- 相談** 医師・看護師相談／女性医師相談／セカンドオピニオン相談／脳卒中専門相談／メンタルヘルス相談
- 情報** 医療機関情報提供

#### 介護相談

介護に関する相談に、専門の相談員がお応えします。また、介護事業者の情報も提供します。

- 相談** 介護相談
- 情報** 介護サービス情報提供

### せいかつ支援サービス 月曜日～土曜日/10:00～18:00(祝日・年末年始を除く)

#### 暮らしの相談・事業者向け相談

日常生活上のトラブルに関するご相談に専任の相談員がお応えします。弁護士・税理士等の専門家にご相談いただけます。(一部予約制)

- 相談** トラブル・法律相談・税務相談／育児・子育て相談／社会保険労務士相談／ペット相談／PC、スマートフォン、デジタル家電相談
- 情報** 各種情報提供／サービス情報紹介

#### 認知症TESTER

お電話の自動音声に従ってチェックするだけで、約10分で受診が必要かどうか分かる「認知症TESTER」をご提供します。認知症の「早期発見」「早期治療」にお役立ていただけます。

- ・ご本人さま用およびご家族用の2種類があります。
- ・テスト結果をもとに専門の相談員へご相談もできます。

### 終活支援サービス 年中無休/10:00～20:00(年末年始を除く)

#### 人生のエンディングに向けた相談

「終活」を行うなかでのお悩みに、所定の研修を修了した相談員がお応えします。

- 相談** ご葬儀、お墓、相続、遺言、医療、介護、身辺整理など終活に関するご相談
- 情報** ご葬儀業者のご紹介が可能です。 ※ご紹介先で発生した費用は利用対象者の負担とします。

※専用フリーダイヤルの番号は、ご契約後にお届けする保険証券に同封してご案内いたします。  
※このサービスは三井住友海上プライマリー生命のお客さま専用のサービスであり、生命保険商品の保障の一部ではありません。三井住友海上プライマリー生命が提携する株式会社保健同人フロンティア、ダイヤル・サービス株式会社および株式会社クリエイティブ ソリューションズが提供するサービスです。このサービスを三井住友海上プライマリー生命で受付けすることはできません。  
※このサービスの対象となるお客さまは、契約者、被保険者、年金受取期間中の年金受取人となります。  
※このサービスの内容は2024年4月現在のものであり、予告なく変更・中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

# アフターサービスについて

## お客様サポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

### ホームページ プライマリー生命マイページ

● ご契約内容の照会 ● 住所変更 ● 生命保険料控除証明書の再発行 ● ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会 等  
本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。  
※法人のお客さまは、住所変更や生命保険料控除証明書再発行等はサービスの対象外となります。

三井住友海上プライマリー生命ホームページ  
<https://www.ms-primary.com>

### プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。  
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。  
お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合、または法人のお客さまは、新規ご登録画面へアクセスしてください。  
仮パスワードの発行ができません。

### お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

● ご契約内容の照会 ● 各種手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ ● ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター  
フリーダイヤル **0120-81-8107**  
(ハイ、パートナー)

受付時間  
月曜日～金曜日  
(祝日・年末年始を除く)  
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。  
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

## ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
特別勘定での運用期間中	ご契約状況のお知らせ 毎年4回、契約者あてにご案内します。 (発送時期:5月中旬～5月下旬、7月下旬～8月上旬、10月下旬～11月上旬、1月下旬～2月上旬) ※一般勘定への移行後は、毎年1回ご案内します。 ※郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
目標達成した場合	お手続き完了のお知らせ／保険証券 目標達成後は、一般勘定へ自動移行されます。 その場合、保障内容が変更となるため、上記書類をお届けします。
移行日後	お手続き完了のお知らせ／保険証券 移行日後は死亡保障が充実し、保障内容が変更となるため、上記書類をお届けします。 ※ご契約状況のお知らせは、毎年1回ご案内します。

※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

## Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」\*をご提供しています。

\* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、  
定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

### 【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

## 安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

### ご家族登録サービス



私だけ契約内容を把握しているのは不安だわ…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。  
保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

### 指定代理請求特約



将来、寝たきり等で介護年金等の手続きができなくなってしまうら、どうしたらよいただろう…

被保険者が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、介護年金等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、被保険者に代わって介護年金等を請求することが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

### その他お困りごと

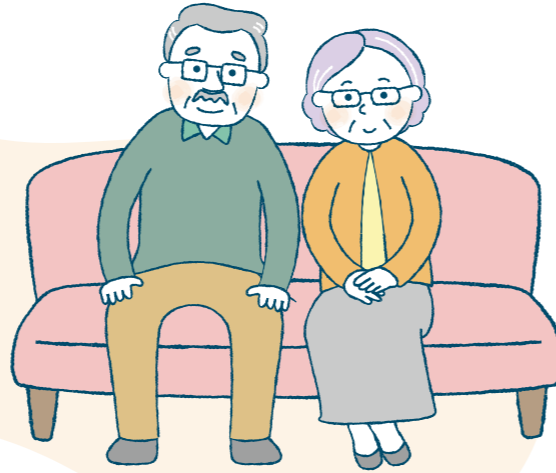


父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。  
なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

# 契約締結前交付書面のご案内

「契約締結前交付書面」とは、ご契約に際して特に  
ご確認いただきたい事項やご注意いただきたい事項を  
「契約概要」「注意喚起情報」としてまとめたものです。



## 契約締結前交付書面ってどんな書面？～簡単 Q&A～

### 1 どんなことが書かれているの？

保険商品のしくみ、保障内容、引受条件、特別勘定の運用実績が商品に与える影響等が記載されています。

### 2 どんなことに注意すればいいの？

ご契約の締結・維持・運用等に係る費用が発生しますので、諸費用の記載はよくご確認ください。また、特別勘定の運用実績により損失が生じるおそれや、解約される場合は契約日からの経過年数に応じた解約控除が適用される商品もありますので、よくご確認ください。

### 3 他にはどんなことが書かれているの？

クーリング・オフの条件やそのお申し出方法、自殺免責等の保険金等がお支払いできない場合についても記載されています。  
こちらもよくご確認ください。

## 契約締結前交付書面 目次

### 📄 契約概要

1. この保険のしくみについて……………23
2. 一般勘定への自動移行について……………25
3. 特別勘定の種類と運用方針等について……………25
4. 保障の内容について……………27
5. 配当金について……………27
6. 主契約に付加できる主な特約について……………28
7. ご契約のお取扱いについて……………28
8. 解約払戻金について……………29
9. 諸費用について……………29

### ⚠️ 注意喚起情報

1. 諸費用に関する事項の概要について……………31
2. この保険のリスクについて……………33
3. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません……………33
4. この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です……………34
5. 責任開始期等・生命保険募集人の権限について……………35
6. 保険金等をお支払いできない場合について……………36
7. 解約と解約払戻金について……………36
8. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について……………37
9. 預金等との違いについて……………37
10. 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について……………37
11. その他のご注意いただきたい事項について……………37
12. 保険会社の商号と住所等について……………38
13. 税金のお取扱いについて……………39
14. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について……………40
15. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について……………40
16. (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について……………41

# 契約概要



**この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。**

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 この保険のしくみについて

この保険は、お申込みいただいた保険料から契約初期費用を控除した金額を移行日＜＊＞前は投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、移行日以後は一般勘定で運用するしくみの一時払の生命保険商品です。特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動（増減）します。

- 移行日の前日までの20年間は特別勘定で運用し、移行日以後は死亡保障を充実させた定額保険に移行する終身保険です。被保険者の生涯にわたり死亡保障が継続します。
- 移行日前に被保険者が死亡された場合、特別勘定の運用実績にかかわらず、死亡保険金として基本保険金額の100%を最低保証します。
- 目標設定特則の機能により、特別勘定での運用期間中に目標達成した場合、特別勘定から一般勘定での運用へ自動移行します。

＜＊＞ この保険の移行日は、契約日から20年後の契約応当日となります。

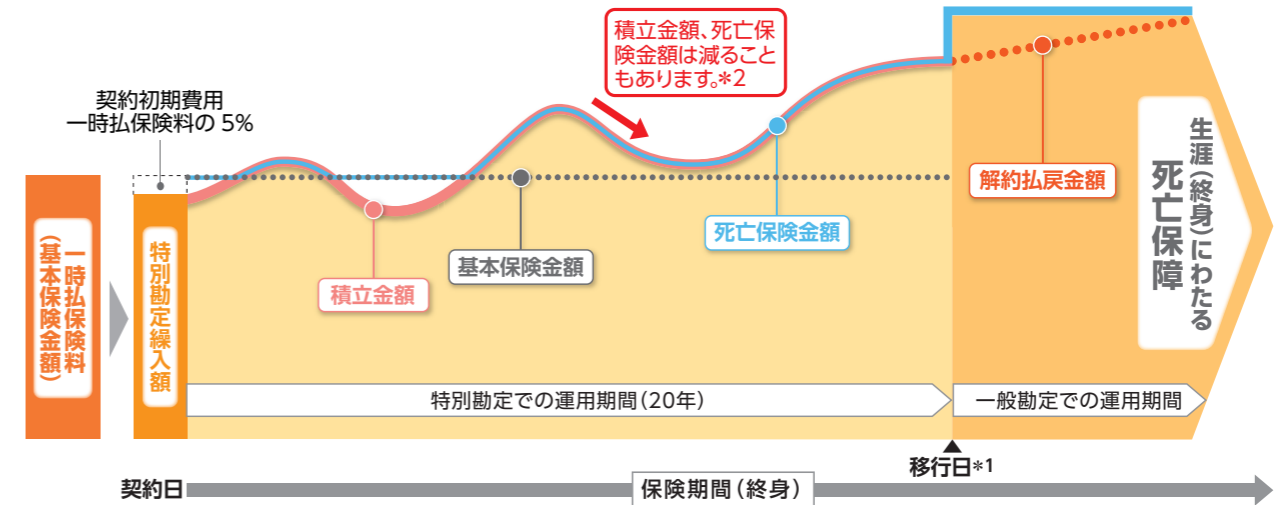
『げんき、ささえる』の正式名称は、目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険です。

**この保険は、市場の変動により損失が生じるおそれがあります。**

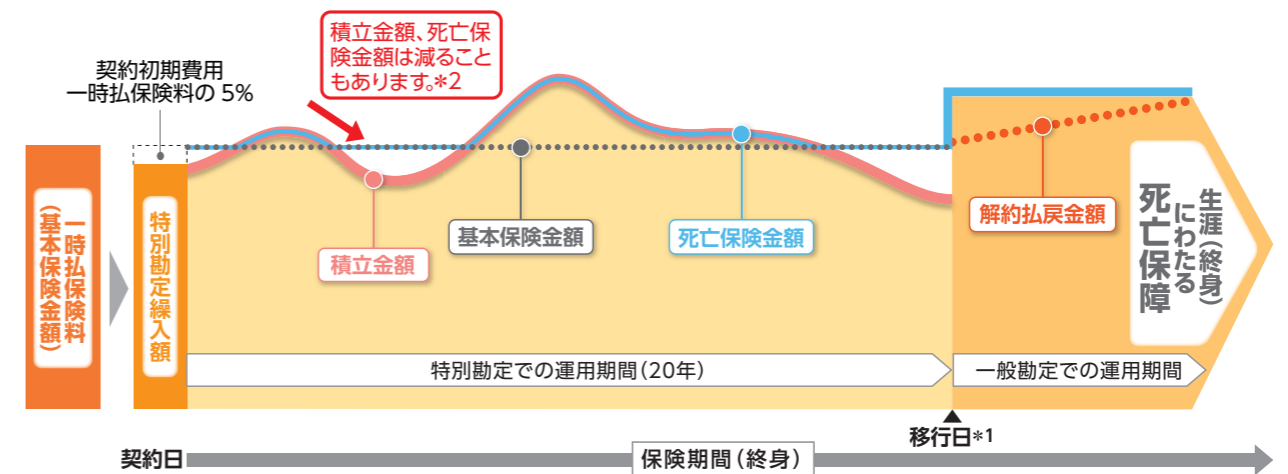
※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】

〈移行日前日における積立金額が基本保険金額を上回っている場合〉



〈移行日前日における積立金額が基本保険金額を下回っている場合〉



\*1 この保険の移行日は、契約日から20年後の契約応当日となります。

\*2 死亡保険金額は基本保険金額を下回りません。

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。

実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動（増減）します。

※上図は、保険期間中に解約および一部解約がなかった場合のものです。

## 2 一般勘定への自動移行について

- ご契約時に目標値（110%、120%、130%のいずれか）を設定していただくことで、契約日からその日を含めて1年経過以後の特別勘定での運用期間中に、積立金額が目標達成した場合、特別勘定での運用を終了し、目標達成した日の翌日（振替日）に一般勘定に振替えて移行日まで運用します。
- 目標値を設定しないことも可能です。
- ご契約後は、目標値の設定・変更・解除ができません。
- 振替日以後、移行日までは、三井住友海上プライマリー生命所定の利率にて運用します。



- ・ 契約日から1年未満で目標達成しても運用成果を確保しません。
- ・ 目標達成をして、特別勘定で運用する積立金を一般勘定に振替えた後は、再度、特別勘定による運用に戻すことはできません。

## 3 特別勘定の種類と運用方針等について

- 特別勘定の種類と特別勘定の運用方針は三井住友海上プライマリー生命が定めます。また、これらについては今後変更することがあります。特別勘定は、投資信託等を主な投資対象とし、その組入比率は原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有することがあります。
- この保険では、1つの特別勘定で構成される特別勘定群を、契約年齢に応じて15歳～50歳の場合「W4型」、51歳～60歳の場合「W5型」、61歳～70歳の場合「W6型」、71歳～80歳の場合「W7型」と設定します。



一時払保険料から契約初期費用を控除した金額は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定へ繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。

## 特別勘定の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更される場合があります。
  - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価＜＊＞により評価するものとします。
  - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
  - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価＜＊＞により評価を行い、評価差額を損益に計上します。

＜＊＞ 時価については、三井住友海上プライマリー生命が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

## 特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類、特別勘定の運用方針、および主な投資対象となる投資信託等は、以下のとおりです。

種類	特別勘定群	特別勘定の名称 (契約年齢)	主な投資対象となる投資信託	運用方針	資産運用関係費 (消費税込)
運用会社			三井住友DSアセットマネジメント株式会社		
バランス型	W4型	バランスR20-1 (15歳～50歳)	SMAM・ マルチアセット VJ	実質的に国内外の株式・債券に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	年率 0.1875%程度
	W5型	バランスR20-2 (51歳～60歳)			
	W6型	バランスR20-3 (61歳～70歳)			
	W7型	バランスR20-4 (71歳～80歳)			

この「契約概要」に記載の特別勘定に関する事項は、概要を示しております。特別勘定に関する事項の詳細については、「[特別勘定のしおり](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

## 4 保障の内容について

被保険者の生涯にわたり、死亡保障が継続します。

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次の額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
	<p>&lt;移行日前&gt; 被保険者が死亡された日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額。 振替日以後は、被保険者が死亡された日における積立金額。</p> <p>&lt;移行日以後&gt; 移行日前日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額（目標達成した場合は、移行日における積立金額）に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算した額。</p>
災害死亡保険金	<p>振替日以後、移行日前までに被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の積立金額の10%を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。</p> <p>① 被保険者が振替日以後に発生した所定の不慮の事故&lt;*&gt;を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき</p> <p>② 被保険者が振替日以後に発病した所定の特定感染症&lt;*&gt;を直接の原因として死亡されたとき</p>

<\*> 「不慮の事故」および「特定感染症」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



免責事由に該当するときは、保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 6 主契約に付加できる主な特約について

### ● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

### ● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

### ● 年金移行特約

契約日から1年経過以後、移行日前において、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

### ● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 7 ご契約のお取扱いについて

一時払保険料 (基本保険金額)	200万円以上5億円以下(1万円単位)
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	15歳~80歳
保険期間	終身
特別勘定での運用期間	20年
保険料の払込方法	一時払のみ
目標値の設定	110%、120%、130% ※ 目標値を設定しないこともできます。
増額	お取扱いいたしません
一部解約	10万円以上(1万円単位) ※ 移行日前においては、一部解約後の基本保険金額が200万円、または特別勘定の積立金額が20万円を下回る場合には、一部解約をお取扱いできません。 ※ 移行日以後においては、一部解約後の死亡保険金額が200万円を下回る場合には、一部解約をお取扱いできません。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。

※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。

## 8 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 移行日前に解約された場合の解約払戻金額は、解約日における積立金額となります。移行日以後は、死亡保険金額に応じて移行日から解約日までの経過年月数により計算した額となります。



この保険では、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動(増減)します。したがって、運用状況によっては受取る払戻金が払込保険料を下回る場合があります。

## 9 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.31の「1. 諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。なお、この保険の保険関係費は、契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)によって異なります。契約年齢が申込日における被保険者の満年齢より上がった場合、ご負担いただく保険関係費が変更となる場合がありますのでご注意ください。



# 注意喚起情報



**この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。**

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に、運用に関する事項は「**特別勘定のしおり**」に記載しておりますのでご確認ください。



## 1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。

### ● ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	ご契約の締結等に 必要な費用	一時払保険料の 5%	特別勘定への繰入前に 一時払保険料から控除

### ● 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
保険関係費	ご契約の維持等に 必要な費用ならびに死亡保 険金を支払うための費用	契約年齢：15歳～50歳 積立金額に対して 年率2.37%	左記の年率の 1/365を乗じた 金額を毎日控除
		契約年齢：51歳～60歳 積立金額に対して 年率2.41%	
		契約年齢：61歳～70歳 積立金額に対して 年率2.50%	
		契約年齢：71歳～80歳 積立金額に対して 年率2.79%	
資産運用 関係費	特別勘定の運用 にかかわる費用	特別勘定の資産残高に対して 年率0.1875%程度 (消費税込)	左記の年率の 1/365を乗じた 金額を毎日控除

- ・ 保険関係費は、契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）によって異なります。そのため、申込日における被保険者の満年齢と契約年齢が異なる場合、お申込みの際にご確認いただいた保険関係費と、実際にご負担いただく保険関係費が異なる場合があります。
- ・ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- ・ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

### ● 移行日以後にご負担いただく費用

移行日以後の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

● 遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。



## 2. この保険のリスクについて

- 特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動（増減）します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託等を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

## 3

### 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

## 4

### この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

#### 【書面】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>  
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

#### <記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

#### 【メール】

メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時（送信時）に効力が生じます。お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) からとなります。

<お手続き方法>  
三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお申込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）  
フリーダイヤル 0120-125-104  
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

## 5 責任開始期等・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料の払込みと申込みがともに完了した時から三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

三井住友海上プライマリー生命がご契約のお引受けを決定（承諾）した日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。

特別勘定への繰入日は、申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として、その翌日となります。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として、その翌日となります。

### 【特別勘定への繰入れ】

<契約日が申込日から8日目までの場合>

申込日 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目

▲  
特別勘定への繰入日

<契約日が申込日から8日目の翌日以後の場合>

申込日 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目 | 10日目 | 11日目

▲ 契約日 ▲ 特別勘定への繰入日

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

## 6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

## 7 解約と解約払戻金について

移行日前に解約された場合の解約払戻金額は解約日（三井住友海上プライマリー生命の定める書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日）における積立金額となります。なお、積立金額は特別勘定による運用により変動（増減）しますので、株価の下落や為替の変動等の投資リスクがあり、運用実績によっては解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があります。（解約払戻金には最低保証はありません。）解約払戻金の運用実績ごとの推移については、「[ご契約のしおり・約款](#)」の例表をご確認ください。

移行日以後に解約された場合の解約払戻金額は、死亡保険金額に応じて移行日から解約日までの経過年月数により計算した額となります。

## 8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

## 9 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

## 10 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針については、当冊子の「契約概要」をご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

## 11 その他のご注意いただきたい事項について

### ■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

### ■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

### ■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、運用実績等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

- ・ 被保険者が入院中の場合  
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
  - (1) 継続入院中の一時帰宅
  - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
  - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
  - (4) 余命宣告を受けた場合
  - (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

## 12 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	<a href="https://www.ms-primary.com">https://www.ms-primary.com</a>

## 13 税金のお取扱いについて

### ● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

### ● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

### ● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜*1＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜\*1＞ 「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

### ● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税（雑所得）＋住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）＋住民税
		終身介護年金 年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税＜*2＞	
	毎年の年金支払時	所得税（雑所得）＋住民税	

＜\*2＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2024年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

## 14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

年金移行特約または介護年金移行特約が付加され、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

## 15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問合わせ・  
ご相談受付先

フリーダイヤル

**0120-125-104**

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

## (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。



## 最後に、ご確認ください



### この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。  
預金とは異なり、元本保証はありません。

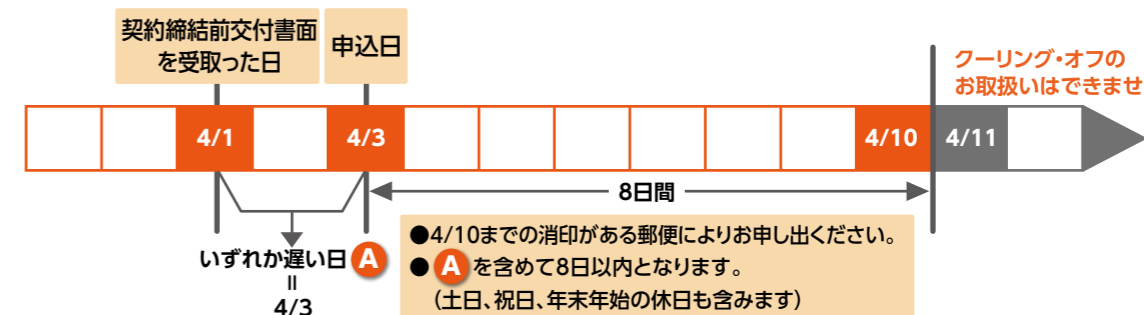


### クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面またはメールにより契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P34～P35にてご確認ください。

[イメージ図] (書面で手続きする場合の例)



### お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「ご契約時にご負担いただく費用」、「特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用」、「移行日以降にご負担いただく費用」、「遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用」がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P31～P33にてご確認ください。



### 市場の変動により損失が生じるおそれがあります。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により変動します。そのため、特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動し、**損失が生じるおそれがあります。**